

2025 年度 (令和 7 年度) 学校教育の指導方針



野迫川村教育委員会

はじめに

本村の学校教育は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に定められた教育の根本理念に基づき、「奈良県学校教育の指導方針」を踏まえ学習指導要領の示す、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の修得と共に思考力・判断力・表現力などの育成を重視し、へき地小規模校教育の一層の振興を期すため、地域教育や家庭教育との連携を図りながら、その推進に努めてまいりました。

現在、グローバル化や人口知能・AIなどの技術革新が急速に進み、ますます予測困難な時代となって来ています。子どもたちには自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、より良い社会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校での学びを通して、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が10年ぶりに改訂され、2020年度より小学校から順に実施されました。小学校3・4年に「外国語活動」、5・6年に「外国語」や「プログラミング教育」「特別の教科道徳」等が導入されました。これらも含めて、子どもたちに身につけてもらいたいのは、「自ら学ぶ力」です。

本村においては、小規模校という特性を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めながら個々の資質を伸ばし、「自ら学ぶ力」を身に付けるための取組を進めてまいりました。また、義務教育学校に移行して6年目を迎えます。それに伴い、本校の特色ある教育の取組である「英会話学習」「ふるさと学習」「ICT活用」についても徐々にではありますが成果が見られるようになってきました。今後もさらに9年間のカリキュラムを点検しながら、よりきめ細かな指導を行ってまいります。

学校教育の充実を図るためには、教職員自身が学び続け、資質向上に努めるとともに子どもたちに学ぶ喜びを伝えられるようアクティブラーニングなどを取り入れながら、「どのように学ぶか」を重視して、授業を改善していくことが必要です。そして、児童・生徒の「主体的な学び」を育てていくことが重要です。

村教育委員会では、学校教育の課題や村の教育現状に基づき、「2025年度学校教育指導方針」を策定しました。

学校においては、この指導方針の内容を十分理解し、地域や学校の実態に即して、具体的な努力目標を定め、創意工夫に満ちた教育活動を展開しつつ、本村学校教育の一層の充実進展を図られるよう期待します。

2025年3月

野迫川村教育委員会
教育長 池口 三千夫

1. 学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成をめざす。

2. めざす子ども像

『ふるさと野迫川に夢や誇りをもって、未来の担い手となる子ども』

3. 指導の重点

本村の学校教育は、村の教育理念「次代を担う人と文化を育む村づくり」のための教育を進め、学校・地域・家庭が力を集結して、村ぐるみで子どもを育てる環境やシステムづくりを推進する。

このため、指導の重点を次のとおりとする。

● 確かな学力を育成する

- ・義務教育学校において、9年間を見通したカリキュラムを基盤に、個に応じた指導を充実するとともに、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるため、繰り返し学習などの学習活動を工夫する。
- ・各教科において、記録、要約、批判、論述などの言語活動を充実することや主体的・対話で深い学びの実現を図りながら、思考力、判断力、表現力を育成する。
- ・特別なカリキュラム「ふるさと学習」「英会話学習」を推進する。

● 豊かな人間性を育成する

- ・他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、あるいは美しいものや自然に感謝する心を育み、これからの共生社会を展望した豊かな人間性の育成に努める。
- また、9学年にわたる幅広い年代との交流や他校との交流を通して、豊かな人間性と社会性を育む。

● **たくましい心身を育成する**

・体力向上に向け、運動の実践や健康安全についての指導を積極的に行い、児童生徒が自ら意欲をもち、生涯にわたってたくましく生きるための体力づくりを図り、明るく心豊かな活力のある生活を営む態度の育成に努める。

● **郷土愛を育成する**

・ふるさと野迫川から学び、ふるさとに夢や誇りをもつことのできる子どもや伝統や文化を受け止め、それらを継承・発展させることができる子どもを育成する。また、国際理解を深め、互いに文化を尊重しあう態度を養う。

4. 指導目標

確かな学力の育成

基礎・基本の定着を図り、それらの活用する力を育む

【前期課程】

・個に応じた指導を充実し、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫し、各教科等において、記録・要約・説明・話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育てる。

【後期課程】

・個に応じた指導を充実し、小学校の学習内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫し、各教科等において、批評・論述・話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育てる。

豊かな人間性の育成

正しく判断し、行動する力を育む

【前期課程】

・自己有用感を育てるとともに、他者理解を深め、生命を大切にする心や人権を尊重する心、自律心、責任感を育む。異学年交流や他校との交流、宿泊活動や体験活動などを通して基本的な生活習慣や社会生活上のルールを守る態度を養う。

【後期課程】

・自己有用感を高め他者理解を深めるとともに、生命を大切にする心や人権を尊重する心、自律心、正義感、責任感を育む。異学年交流や他校との交流、職場体験活動やボランティア活動などを通して、社会生活上のルールやマナーを身につけさせ、社会参画しようとする態度を養う。

たくましい心身の育成

進んで健康に気をつけ、運動に取り組む力を育む

【前期課程】

・体を動かすことが楽しいという体験を通して、進んで運動を楽しもうとする態度やいろいろな運動ができる力の基礎を育てる。健康で安全な生活の基本的なあり方を理解させ、自らの生活の中で活かそうとする態度を養う。

【後期課程】

・様々な運動の経験を通して体力向上を図るとともに、積極的に運動に取り組む態度や生涯にわたって運動に親しむ資質を育てる。健康・安全の知識を身につけ、自ら健康で安全な生活を送るための生活習慣を確立させる。

郷土愛の育成

ふるさとを愛し、誇りに思える心情を育む

【前期課程】

・地域の特色ある産業や自然、文化、歴史、人について学び、ふるさと野迫川を愛する心や誇れる子どもを育てる。また、国際理解を深め、互いに文化を尊重しあう態度を養う。

【後期課程】

・歴史、文化について深く学び、ふるさと野迫川に夢や誇りをもつ生徒を育てることや国際理解を深め、他国の文化を尊重するとともに、誇りをもってふるさと野迫川を発信することのできる生徒を育てる。

5. 本年度の主な取組

学習意欲の向上

☆授業改善

- ・児童・生徒が主体的に学習に取り組む体制を整え、校内授業研究を通して教師の資質を高めながら授業の改善を図る。

☆義務教育学校の充実

- ・9年間のカリキュラムに則り、教育を推進し目標の具現化を図る。

☆ICT教育の充実（プログラミング教育を含む）

- ・児童・生徒の学力向上につなげる手段として、ICTを効果的に授業の中で活用するためICT機器を整えると共に、教える側が機器の操作に習熟することによって、より質の高い授業を提供できるように環境整備を推進していく。

☆英語教育の充実

- ・国際化社会の一員として、郷土や自国の文化と伝統に対する関心や理解を深め、異文化を尊重できる児童・生徒の育成をめざす。また、外国語（英語）学習を充実させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童・生徒を育成する。

☆言語活動の充実

- ・各教科等において、言語活動を充実させ、積極的に自己表現及び発信することができる児童・生徒を育成する。

豊かな人間性の育成

☆道徳教育・人権教育の充実

- ・子どもたちが基本的な生活習慣、規範意識、自他の生命・人権の尊重、自尊感情、他者への思いやりを養うと共に、主体的に判断し、適切に行動する力を育てる。

☆キャリア教育の充実

- ・子どもたちが肯定的な自己理解を深め、自己有用感を獲得し、社会で自立して生きていく力を育む。

☆異学年交流、他校との交流

- ・合同での学校行事や9年間にわたる幅広い年代との交流や縦割り班での活動を行うことや他校との交流により豊かな人間性を養う。

☆計画的・継続的な体力づくり

体力の向上

・児童・生徒が体力向上や健康づくりに関心をもち、主体的に取り組むよう小・中の連携を図り、計画的・継続的に取り組む。また、家庭や地域との連携を深めるとともに、運動に関する意欲や関心を高められるよう体育科の指導改善を図る。

☆食育の推進

・子どもたちが生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、食に関する正しい知識を習得するとともに、望ましい食生活を実践できるように、家庭・地域と連携して食育の充実を図る。

ふるさと意識の醸成

☆ふるさと学習の充実

・「ふるさと学習」や各教育活動のなかで、積極的にふるさとの歴史、文化、自然等を学び、ふるさとの誇りをもてる児童・生徒の育成を図る。また、ふるさとの課題を考えたり、伝統や文化を継承・発展させたりできる児童・生徒を育成する。

☆森林教育の推進

・木に親しみ、木材の特徴や良さを知り、それを活かした創作活動を行ったりする。また、木材産業の歴史や今後の課題、暮らしと環境との関係について、自分との関わりを考える学習を推進する。

☆世界遺産について学ぶ

・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」である「小辺路」について学び、その価値を知ると共に、「小辺路」に誇りをもつ活動を行う。

6. その他の教育活動

■ プログラミング教育

・小学校で「プログラミング教育」が必修化された。コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考力を育む。また、中学校においてプログラミングに関する内容を充実させる。

■ 理数教育の充実

・観察・実験などによる科学的に探求する学習活動や、データを分析して課題を解決するための統計教育を充実する。

■ 安全教育の充実

・子どもたちを自然災害や事故等の危険から自ら身を守るために、危険予測の能力を高め、危機回避の力を身につけられるよう、安全指導、安全管理の両面からより具体的で実践的な安全教育を展開・推進していく。その際、児童生徒の発達段階及び家庭や地域の実情を踏まえながら、家庭、地域、関係機関との連携を図る。

■ 特別支援教育の充実

・障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

■ いじめの防止・体罰の根絶

・子どもたちが、一人一人その人格を尊重され、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主、自立及び共同の精神が養えるような適切な教育環境を作ると共に、いじめや体罰を生まない学校文化を構築するため、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」「体罰防止啓発資料」等に基づいた学校づくりを進める。

■ 教職員の資質の向上

・豊かな人権感覚と幅広い視野、実践的な指導力を身に付けるため、各種研修等に積極的に参加することにより自己啓発に努めると共に、学校での取組の成果や課題を全職員が共有し、今後に向けた方策を検討することで、学校運営に参画する意識を高め、組織力の強化に努める。

■ 家庭・地域との連携・協働

・学校や地域の実態を踏まえ、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と協働して子どもの問題解決を図る「地域と共にある学校づくり」を推進すると共に、保護者や地域住民の信頼と協力を得るために、教育内容や教育活動等について積極的な情報の発信に努める。

参考（指導要領の新内容）

- 言語能力の育成
 - ・言語能力は、すべての学習の基盤となる力であり、全ての教科等をとおして、レポートの作成や議論などの言語活動を行い、教育課程全体を通じて言葉の力を育む。
- 外国語教育
 - ・小学校3・4年で「外国語活動」が、小学校5・6年で教科としての「外国語」が導入。高等学校卒業までにコミュニケーションできるようになることを目指し、「聞く」「読む」「話す」「書く」の力を総合的に育む。
- プログラミング教育
 - ・小学校で「プログラミング教育」が必修化された。コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考力を育む。また、中学校においてプログラミングに関する内容を充実させる。
- 理数教育の充実
 - ・観察・実験などによる科学的に探求する学習活動や、データを分析して課題を解決するための統計教育を充実する。
- 道徳教育
 - ・小・中学校で「特別の教科 道徳」が新設された。様々な課題に「自分ならどうするか」と向き合い、自分とは異なる意見をもつ他者と議論する授業などを通して道徳性を育む。
- 伝統や文化に関する教育
 - ・国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承し発展させるための教育を充実させる。
- 主権者教育
 - ・高等学校では、公民科に全ての高校生が学習する必修科目「公共」が新設される。一人一人が主権者意識を持ち、社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画していく力を育む。
- 消費者教育
 - ・18歳から一人で有効な契約ができるようになることから、自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習する。

小学校の標準時間数

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90
外国語					70	70
道徳	34	35	35	35	35	35
外国語活動			35	35		
総合的な学習の時間			70	70	70	70
特別活動	34	35	35	35	35	35
総授業時間数	850	910	980	1015	1015	1015

中学校の標準時間数

	第1学年	第2学年	第3学年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健・体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
総授業時間数	1015	1015	1015

